

# 民間資金等活用事業推進委員会

## 第3回総合部会

### 議事録

内閣府

民間資金等活用事業推進室

## 民間資金等活用事業推進委員会第3回総合部会議事次第

日 時： 平成16年2月13日(金) 10:00～12:00

場 所： 中央合同庁舎4号館共用第2特別会議室

### 議 事

#### (1) 民間事業者側からのヒアリング等

- ・(社)日本経済団体連合会

(説明者) 国土・都市政策委員会PFI推進部会 小倉部会長

産業本部 中山国土グループ長

- ・(社)日本プロジェクト産業協議会

(説明者) 次世代民活事業研究会 有岡主査

樋野専務理事・事務局長

業務第一部 野尻課長

- ・川村専門委員(株)みずほコーポレート銀行)

- ・卯辰専門委員(株)損害保険ジャパン)

#### (2) その他

### 出席者

#### 【委員・専門委員】

山内部会長、前田部会長代理、碓井委員、高橋委員、浜委員、  
卯辰専門委員、川村専門委員、中村専門委員、日高専門委員、宮本専門委員、  
山下専門委員

#### 【事務局】

浅野間民間資金等活用事業推進室長、松田参事官、嶋田企画官、大塚参事官補佐、  
富井参事官補佐、丹野参事官補佐

山内部会長 おはようございます。ただいまから、民間資金活用事業推進委員会第3回総合部会を開催いたします。

本日は、民間事業者側からのヒアリング等ということになってございまして、日本経済団体連合会（日本経団連）、日本プロジェクト産業協議会（JAPIC）、それから、川村専門委員、卯辰専門委員より、PFI事業に関する課題、問題点等についてご意見を賜るということになっております。

効率的に議論を進めるために、説明に関しまして、まず経団連、JAPICの順それぞれ20分程度お願いし、その後に、川村専門委員、卯辰専門委員から、それぞれ15分ということでご説明いただきたいと思います。最後に、一括して議論を進めたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、最初に経団連よりご説明をお願いいたします。

日本経団連 おはようございます。日本経団連PFI推進部会の部会長をしております小倉でございます。

本日は、PFI推進委員会において、日本経団連のPFIに対する取り組みをご説明する機会を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

ご高承のとおり、かねてより日本経団連ではPFI事業の発展に対して大きな関心と期待を持っており、PFI法の制定が検討され始めた1998年9月、並びに、PFI案件が増大し、それに伴い問題点も明らかになってきた2002年6月に、それぞれ提言を取りまとめております。そして、このたびPFI法が施行5年目の見直しを迎えるに当たりまして、本日ご説明させていただきます「PFIの推進に関する第三次提言」を取りまとめた次第でございます。

これから、具体的な内容につきましては、日本経団連PFI推進部会事務局より説明させていただきますが、民間事業者にとりましては、これらの提言の実現が大きな助けとなり、ひいてはPFI事業の一層の発展につながるものと考えております。何とぞご理解を賜りますようお願いいたします。

日本経団連 産業本部中山と申します。よろしく願いをいたします。

説明に当たりましては、お手元に資料1ということで経団連提出資料とございますが、一番後ろ側に概念図をつけておりますので、その図と、それから主といたしましては、お手元にA4の横でお配りをしています「提言のポイント」と書いたものがございます。主としてこちらをご覧いただきながら説明をお聞き取りいただければと思います。

なお、P F I 法の見直しということなのですが、P F I 法そのものは基本概念をうたった法律という側面が非常に強いということもありまして、P F I 事業の改善に当たってはむしろ運用面に関するものも多くありますので、今般の提言では、P F I 法だけではなく基本方針や各種ガイドラインも見直しの対象とさせていただいております。

それでは、ポイントの説明に移らせていただきます。

横長のものを1枚めくっていただきまして、まず、「サービスの提供を主眼としたP F Iの採用」ということです。

これまでのP F I事業は、施設等の建設、整備を主眼とするものが大半を占めておりましたけれども、サービスの提供こそ、民間の創意工夫やノウハウが一番発揮できる部分であり、今後はサービスの提供に主眼を置いたP F I事業についても、積極的に取り組んでいく必要があると思います。

サービスの提供に主眼を置いた案件もP F Iとして認定されるというのは、現在法解釈で可能であると伺っております。現に、大阪府の八尾市の市立病院のように、サービスの提供と運営の部分を民間事業者が手がけるP F Iも存在しているわけですが、この点について、P F I法上明確にすべきではないかと考えております。具体的には、P F I法第1条に、「公共サービスの提供」という文言を挿入することによって、サービスの提供を主眼とする案件がP F I法の対象となる旨、明確にするということを提言させていただいております。

次が、民間の創意工夫を最大限発揮できるよう、P F I法とガイドラインを整備していただきたいという点です。P F I事業において、民間の最新技術や創意工夫を最大限に発揮できるようにするためには、性能発注を行うこととなりますけれども、性能発注によって民間の自由な発想を求めるということは、同時に民間事業者に期待されているノウハウ、創意工夫等について、公共側が明確なコンセプトを提示すること、これが不可欠となります。

P F I法第5条2項は、実施方針に掲げる事項を列記しておりますけれども、事業のコンセプト、求められる創意工夫といったことについても、実施方針に具体的に明記するよう定めるべきではないかと思っております。

また、P F I法第3条に定める民間の創意工夫を具現化する上で、民間事業者による発案を推進する必要があります。しかしながら、P F I基本方針1-4-(2)は、民間事業者発案のP F I事業に関しまして、管理者等が発案した場合と同じ手続に基づいて実施

方針を策定する旨定めるのみで、民間事業者に対しまして事業の発案を促すインセンティブにつきまして言及はされておられません。

P F I 事業の発案には、調査・立案段階で多大な費用がかかるため、何らかのインセンティブがない限り、民間事業者としてはなかなか発案しにくいというのが実情です。よって、P F I 基本方針を改正いたしまして、民間事業者発案の P F I に関しましては、当然ながら手続の透明性ということは大前提になりますけれども、競争性を損なわない範囲で、当該発案者にインセンティブを与えるような実施方針を策定するということを提案しております。

次に、3点目といたしましては、入札手続についてでございますけれども、私どもはかねてより、第1段階で応札者を少数に絞りこみ、ショールリストを作成した上で優先交渉権者を決定する多段階選抜と、それから、契約前の民間事業者と公共側との協議、さらには入札後の契約書案の部分的修正の必要性について訴えてまいりました。

この点につきましては、昨年3月の関係省庁連絡会議幹事会申合せによりまして、政府側の見解が明らかにされたところでございますけれども、この関係省庁申合せの内容が法的に何らかの位置づけがつけられるように、改めてお願いを申し上げたいと思います。

入札手続に関しまして最も指摘したい点は、民間事業者にとっては入札書類作成の段階で公共側が想定している事業の予算規模を把握できるということが大変重要になってまいります。公共側が想定している予算規模を把握できないまま提案をいたしまして、結果として予定価格をオーバーして、審査も受けられずに失格となるということになりますと、提案準備のために費やした費用がすべてむだになってしまう。これは、1企業というよりは、こういうことがたくさん続けば社会的にもロスということになってくるのではないかと考えられます。

特に P F I 事業につきましては、施設の設計のみならず、長期のサービス提供に関する事項が含まれることが多くなりますので、多大な手間と費用がかかるということでございます。また、想定されている予算規模が把握できないと、予定価格をオーバーすることを恐れ、過度なコスト引き下げが行われて、かえって P F I 事業の質の低下を招くという可能性も否定できないのではないかと思います。

この点に関しまして、P F I 法第7条は、民間事業者を公募の方法等により選定すると定めるのみで、その具体的方法については言及しておられません。事業の予算規模を念頭に置いた入札書類の作成が可能となるよう、P F I 法第7条、ないしは「P F I 事業実施プ

ロセスに関するガイドライン」の4 - 1に新たな項目を設定いたしまして、P S C、V F M、並びにその算定根拠の公表について明記すべきではないかと思ひます。

なお、地方自治体の一部では、公共事業の入札予定価格自体を試験的に公表しているケースもありますので、この点に鑑みても、事業の予算規模が把握できるよう、適切な措置をとることが重要であると思ひます。

さらに、入札手続に関しましては、価格以外の要素に対する評価を重視していただきたいという要望が、多くの民間事業者から寄せられております。P F Iとは、まさに民間の創意工夫を生かすことに意義があるということですので、価格を過度に重視する余り、独創性、かつ良質な事業が採用されない、換言すれば、安かろう、悪かろうということになってしまつては元も子もないのではないかと思ひます。もちろん、価格を完全に無視するということで、逆に高かろう、むだだらうとなつても問題ですけれども、特にサービスの提供を主眼とする案件につきましては、価格もさることながら、サービスの質ということが重視されるべきであるということかと思ひます。

この点、「P F I事業実施プロセスに関するガイドライン」4 - 1 - ( 3 ) - ( 1 )は、民間事業者選定に際しての評価項目、評価基準、配点等を明示するよう定めておりますけれども、価格以外の要素に十分配慮するよう明記すべきであると思ひております。

さらに進んで、入札に際しましては、前回、東京都さんからの要望の中にもあつたようでございますけれども、性能重視となるいわゆる加算方式を採用するとか、除算方式を採用する場合でも、加点分の配点を高くすることといったことをガイドラインに具体的に記載すべきではないかということで、提言をさせていただいております。

次に、4点目といたしましては、税制と補助金についてでございます。

税制につきましては、B T O方式の場合には課されない固定資産税、都市計画税といったものが、B O T方式の場合は、一部の事業を除いて課されてしまうという問題があります。

補助金についても同様に、B O T方式の場合は交付されないケースが多いと聞いております。民間の創意工夫が比較的発揮しやすいB O T方式の方が税制上不利になるというため、結果としてV F Mが低く算出されてしまうということは、決して望ましい事態ではないのではないかと思ひます。

この点に関しまして、P F I法第16条は、必要な税制・補助金上の措置を講ずると定めるにとどまっておりますけれども、同16条を改正して、課税並びに補助金の中立性を確保し、

事業形態によって税制・補助金上の措置に差異が生じてはならない旨の文言を追加すべきであると考えております。

さらにより大きな課題は、税務処理上の取り扱いや補助金の有無が、P F I 事業の公募時点において必ずしも明確化されていない場合が多いという点でございます。税務処理や補助金の取扱いは、民間事業者がP F I 事業への参加を検討する際のコストの見積りを大きく左右してしまいます。ひいては、入札価格に影響してくるということでございます。民間事業者の公平、公正な競争条件の確保を図るとともに、民間事業者に過度なリスクを負わすことのないよう、P F I 法第 16 条を改正いたしまして、事業の公募の段階で、前提となる税や補助金に関する取り扱いを確定する旨、定める必要があるのではないかと思います。

5 点目につきましては、公物管理に関することでございます。

まず、指定管理者制度についてでございますけれども、私どもは、指定管理者制度が導入され、民間が公共施設の管理者となることが可能になった点、この点を高く評価しております。今後は、指定管理者の指定手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、その他必要な事項につきまして、条例等で明確にすることが重要になってくるのだらうと思います。

また、公物管理に関しましては、これも前回の東京都さんの要望の中で同様のご指摘があったようでございますけれども、P F I の事業期間と、公共物の占有期間、これを一致させる必要があるという点でございます。

P F I の事業期間中に公共物の占有期間が切れた場合、通常は占有許可がそのまま延長されるということだということは承知しておりますけれども、一方、融資をいたします金融機関から見ますと、事業期間と占有期間との不一致というのはリスク要因ということになります。

民間事業者やサービス料を支払う公共側にとっても、事業期間と占有期間との不一致があるというだけで、融資条件が不利になるということになりますと、これはお互いに回避した方がいいという感じをお持ちになっているのではないかと。公共側もお持ちになっているのではないかと気がいたします。

7 番目といたしましては、P F I 事業に付帯する民間収益施設の取り扱いについてでございます。ここにつきましても、改正の余地があるのではないかとございます。

P F I 法第 11 条の 2 は、行政財産たる土地を当該選定事業者に貸し付けることができる

旨、定めておりますけれども、換言をいたしますと、当該PFIを運営するSPCのみが借地権を取得できるということがございますので、PFI事業に合築されました民間収益部分を第三者に転売するということが不可能となっております。

そもそも付帯民間収益施設が当初の目的を達成しているのであれば、その所有者がだれであるかということは、本質的な問題ではありません。もちろん素姓の知れない第三者が所有権を得ることを防止する必要はありますけれども、それは別途ルールを設けておけば対応可能なことだと思います。民間収益施設の第三者への売却が可能となれば、証券化といった手法も含めて、SPCによる投下資本の回収が容易となりますし、事業形態の多角化という可能性もより広がってくるかと思えます。

何らかの理由で、どうしても民間収益施設の転売を禁じざるを得ないという場合は、実施方針にその旨を明記した上で事業者を募集して、契約で定めれば足りるのではないかと思います。その意味でも、民間収益施設の転売を事実上禁止しているPFI法上の規制を緩和しても、問題はないのではないかと思います。

また、PFI法第11条の2の第3項は、選定事業終了後においても、選定事業者が引き続き付帯民間収益施設部分を所有し続けようとする場合においては、引き続き土地を貸し続けることができるということになっております。しかしながら、問題は、選定事業終了ということが事業契約解除時を含むのか否かという点が明らかではないということございまして、仮に民間事業者の責任、民間事業者の帰責で契約解除になった場合、当該民間事業者は付帯民間収益部分についても借地権を失い、収益事業の継続が不可能となるという恐れがあり得ると思えます。

そもそも付帯民間収益部分につきましては、公共側の要求事項に反しない限り、その運営を妨げる合理性はなく、選定事業終了というところの解釈に、事業契約解除時も含む旨、明確化すべきではないかと思います。

最後になりますけれども、PFIの契約の締結についてでございますが、PFIの場合、公共サービスの長期提供という観点から、将来生じ得る事項への対処方法は、契約上事前に取り決める必要があるということでございます。

しかしながら、公共側には契約によって将来の議会を拘束できないという考えのもとに、PFI契約の解除等に伴う補償支払い等につきましては、新たな債務負担行為であって、改めて議会の議決を経なくてはならないという考え方があるようでございます。しかし、精算行為自体が契約上の支払い負担であることに鑑みますと、補償等の契約上当然履行さ



れるべき義務は、当初の債務負担行為に含まれると解するのが妥当ではないかと思ます。

たしかに補償等は、あらかじめ金額を設定することができないというため、当初の債務負担行為に含めることは困難であるというのも、1つの考え方としてはあるかもしれませんが。しかし、地方自治法施行規則は、債務負担行為の設定に際しまして、必ずしも金額表示を義務づけているわけではないので、補償等を当初の債務負担行為に含めておくことは可能ではないかと考えます。これらの点につきまして、契約ガイドラインにおいて明確にしておくべきではないかと思ます。

このほか、PFI事業の安定的継続の観点からは、民間事業者に債務不履行が発生しても、その事実をもって事業契約等の終了事由とはせず、融資金融機関が介入することで事業の継続を図る、ステップインなど、PFI事業の円滑な運営のために必要な事項を契約上明記しておくことが重要ではないかと思ます。

ステップインにつきましては、契約ガイドラインにも記載がございますけれども、さらに踏み込んで、あらかじめステップイン時の取り扱いを契約上明記しておけば、改めて議会の議決を経る必要はない、それから、地位譲渡によって契約上の権利義務が変更されない限りは、代替事業者の入札も不要であるといった旨、明記すべきではないかと思ます。

以上、経団連の要望ということで、何点か論点を挙げさせていただきましたけれども、私どもとしては、提言内容、PFI法並びに基本方針、各種ガイドラインという見直しの中で反映させていただければ大変ありがたいと思っております。

以上でございます。

山内部会長 どうもありがとうございました。

それでは、続きましてJAPICの方からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

JAPIC 日本プロジェクト産業協議会でございます。JAPICは、各種産業界の横断的な、いわば業際的な民間団体といたしまして、1975年の設立当初より、主として社会資本整備、広義の公共政策と言ってもよろしいかと思ますけれども、特に民活を重視する立場より、多面的な調査、展延活動を行っております。

こうした経緯を踏まえまして、PFIにつきましても、いち早く平成9年に、次世代民活事業研究会を発足させまして、主として民間事業者の実務的視点より、例えばLRT、それから道路、庁舎あるいは駐車場と民間施設の合築、あるいは廃棄物処理、最近は公共病院等、具体的な事例に即した研究を行ってまいりました。

また、お手元に黄色い報告書をお配りしていると思いますが、昨年秋には、P F I 実施案件の実態調査を公表しております。今回の法制度運用等の見直しにつきましても、プロセスごと、あるいは時系列的に課題を抽出いたしましたこの実態調査を踏まえたものをご理解いただきたいと思います。

それでは、研究会の有岡主査より説明に入らせていただきます。

J A P I C 次世代民活事業研究会の主査をしております有岡でございます。

今、樋野専務からお話がありましたように、我々としましては、これまで約6年、足かけ7年にわたってP F I についての議論を重ねてまいりました。今お話がありましたように黄色い資料、約90件のP F I の案件について、200項目を超える項目について詳細な調査を行った結果でございますが、それをベースに、民間企業の団体等の方々、コンサルタント、あるいは金融機関の方々と昨年の8月から、ちょうどP F I 法施行5年目見直しにもかかわって、私的な研究会でも議論を重ねてまいりました。そういった結果を総合して、本日、J A P I C としての考え方、あるいは提言としてご説明をしたいと思います。

お手元の資料が幾つかございまして、黄色い添付資料は別にいたしまして、1つはA4で、「P F I 法改正等、P F I の発展に向けた法制度等の改正についての提言」という14ページからなる書類と、添付資料ということでA3の資料が2つついております。あと、それ以外に、本日の説明資料として、「P F I 主要項目と見直し関連法制度関連図」ということで、今日はこの黄色い本以外の3つの資料を使って、ご説明をしたいと思います。

まず、A3の添付資料を見ていただきたいのですが、1ページあけていただきますと、「P F I に関する法制度改革検討事項一覧表」ということで、左側に番号がついておりますが、全部で19ページにわたって56項目について、改善にかかわる事項が記載をされております。それは、改善内容だけではなくて、課題、要望事項、どういう対応をすればいいのか、あるいは先ほどの案件資料等の数字等も含めた補足事項等を、項目ごとに議論をいたしまして、それらを整理しております。

特にこの左側のナンバーは、後でお話ししますすべての資料に関わりが出てくる非常に重要な数字でございますが、これをもとにお手元の資料のA4の方の提言資料でご説明をしたいと思います。

表紙をめくっていただいて、目次がございますが、2と3という大きな切り口で取りまとめております。先ほどお話ししましたA3の56項目の資料を8つの大きな項目に再編をいたしまして、主要項目について、どういう課題があって、それについてどうしていった

らいいという説明の切り口と、今1つは、それらの対応が、例えば法に関するものなのか、基本方針に関するものか、ガイドラインに関するものかといった、いわゆる横軸に切ったような側面と、2つの視点、切り口で議論を進めております。

本日は、対応レベルについての提言が主になるうかと思いますが、2ページを見ていただきますと、2のところの書き方といたしましては、先ほど申し上げましたようなA3の資料に基づいて、主要な項目を引き出しまして、それについて、どういう問題があって、どう対応していくべきか議論しております。

例えば、PFIの適用分野、あるいは範囲の拡大という大きな項目に対しまして、からの4つの項目について議論をしておりまして、その1つはPFIの適用分野・範囲の拡大ということで、より広い事業分野に適用できるように、法の改正、あるいは基本方針等の見直しということで、先ほど経団連さんの方からも話がありましたように、施設整備を伴わないものも含めて、公共サービス全般を適用範囲とするような形での改正をしてほしいという記述でございます。

また、の方は、ユニバーサルテスト的な方法の導入ということで、そういった仕組みを導入することによって、さまざまな公共事業についての適・不適、あるいは、もしPFIで行うとすると、どういう点が障害事項になるのだといったような問題点の把握をするためにも、ユニバーサルテスト的な議論が必要ではないかということが記載をされております。

そういった形で8ページまで記載をされておりますので、ぜひ一度目を通していただきたいと思いますが、本日の主題でございます改善要望点とその対応のレベルということで、9ページを見ていただきたいわけでありましたが、その前に、冒頭にご説明しました資料のうちの連関図（追加提出資料）を見ていただきたいわけでありませんが、縦軸に、2のところでお話をしております合計8つの主要項目がございまして、それぞれに関連するさまざまな課題、あるいは対応事項を横軸で、法の改正、基本方針、ガイドライン、その他の法制度、及び検討が必要な事項ということで、5つの大きな切り口で整理をしております。

ガイドライン部分が非常に多くなっておりますが、これにつきましては、先ほども経団連さんが話されましたように、我々実務レベルから、現実にPFIに携わっていて出てくるさまざまな問題、あいまいな問題、不明確な問題等を、この機会にもう一度ぜひ見直していただきたいという思いがその辺にこもっているということでございます。

網かけをしている部分は、経団連さんが先ほどお話しされたことにつきまして重複する

ことになりますので、それらについては今回の説明から省略したいことと、全部で 56 ある項目をすべてお話しする時間もございませんので、主としてアンダーラインを引いている部分につきまして、お話をさせていただきたいということで、もう一度、提言書の 9 ページに戻っていただきたいと思います。

先ほど申し忘れましたが、それぞれの文章の中にときどき右肩に数字が片括弧書きでありますが、これは、それぞれの項目に関連をする、先ほどの A 3 の詳しい説明資料に対応しております。それらをすべてここで文章化しますとものすごい量になりますから、この部分では要約をしておりますが、詳細については A 3 の資料をぜひ後で参考にさせていただきたいということでございます。

まず、P F I 法に関連する事項ということで 3 点を挙げております。

第 1 点は、先ほど 2 のところでも少し触れましたが、事業範囲の拡張に関して、P F I 法の 2 条を改正願いたいということであります。

先ほど経団連さんの方は、これに関連して 1 条にサービス提供全般という形でというお話でございましたが、いわゆる I T 関係等は、公共施設、いわゆる建設物というよりは施設に、設備に近いということもございしますので、我々の方は 2 条のところ、改善とか、あるいは設備といったことを加えて、これはアンド・オアをどう結ぶかということで変わってくるのかもしれませんが、要は建設そのものを含まない、サービス等も含めてということをご理解いただいて、法について、1 条もしくは 2 条をご検討いただければということでございます。

2 番目の行政財産の貸付につきましても、これは先ほど話がございましたが、私どもの方は、基本方針の 4 のところに、いわゆる公共事業の S P C とは別に、付帯事業についての S P C を設立することを検討願えないかということです。もしそれがオーケーであれば、選定事業者の中に、いわゆる民間収益事業のために設立した S P C も含めて、いわゆる行政財産についての権利を例えば P F I 事業が不規則終了した後も継続できるということを加えたいということが、2 点目でございます。

3 点目は蛇足的ですが、P F I 法の付則に、今 5 年後ということになっておりますが、これを例えば 3 年後という形でさらに時限を設定し継続してもらいたい、再継続してもらいたいということが 3 点目でございます。

P F I 法に関することは以上 3 点でございますが、次に、基本方針に関連する事項として幾つかお話をしたいと思います。

まず、ユニバーサルテスト的な方法の導入、これにつきましては、先ほど2. 検討結果の概要のところでお話をしたとおりでございます。ぜひそういったものの考え方を基本方針に導入をしていただきたいということでございますが、2、3、それと今少し触れました4につきましては、日本経団連さんと重複する部分になりますので、省略をさせていただきます。

5と6につきましては、この委員会もそうでございますし、PFI法そのものが主として国の案件ということでございますが、実態は地方自治体のものが圧倒的に多いでございますので、地方自治体がこれからPFIをさらに普及していくためにやっていただきたいことを、基本方針として、関連する項目のところに付加をお願いしたいと同時に、本推進委員会につきましても、地方自治体がやるPFIの普及のために、ぜひとも積極的な活動をお願いしたいということが、5、6でございます。

7番目は、PFI事業に臨むに当たっての基本的な考え方ということで、もちろん基本方針の前書き部分に、公共性原則、民間経営資源活用原則等が記載されておりますが、さらに、いわゆる官民対等の認識、対話といったことあるいは民間資金を活用するためには、市場というものが非常に重要であるといったこと、それを考慮してPFI事業の事業化に当たるといようなことを、基本方針の前書き部分に記載願えればということが7番目でございます。

8番目は、PFI推進委員会の役割をぜひ強化願いたいということで、我々が直面しております、バリュー・フォー・マネーの算出検討に当たってのリスクの評価やあるいはPSCの評価等々について、これらはこれから積み上がっていくデータというものがベースになっていくと思います。そういったことも含めて、この推進委員会が前面に出ていただいて、積極的な活動をお願いしたいということ、それをできれば基本方針に記載をいただけないかということでございます。

以上、8点、基本方針にかかわることをお願いをした後、ガイドラインに関することにつきましても、非常に多いので幾つかお話をさせていただきたいと思っております。

まず、JAPICとして強調しております官民対話の関連でございますが、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」にも、官側からの実施方針の提示時期に合わせた早期の契約書案、あるいは条件規定書の提示等の記載をされておりますが、例だけではなくて、そこに書いておりますように、可能性調査の段階から、契約締結に至る全プロセスにおいて、それぞれ官と民がどういがかかわりを持っていくべきなのかということを中心

的にご議論願いたいということで、これにつきましては、A3の資料の一番最後にフローチャートを記載しております。添付資料2「PFIにおける官民対話スケジュール」ということですが、ステージとして、可能性調査から事業者の選定までの幾つかの段階において、官側、民間側がそれぞれ意見を交換しながら、対話をしながら契約にまで持っていく、そういう仕組みでございます。

例えば、実施方針のところにも書いてございますが、要求水準書、あるいは契約書案が、想定価格や予算規模なども含めて公表されたものに対して、民間が意見を言い、それを受けて、要求水準その他に反映をされるということが、流れとして明確に理解できるような記述をお願いしたいということが、ガイドラインの1番目の官民対話の関連でございます。

2の透明性、公平性の確保については省略いたしますが、次の11ページ、3のバリュー・フォー・マネーの算定精度の向上と透明性の高い公表の関連ということでございます。

バリュー・フォー・マネーの算定に含まれます間接コスト、リスクの定量化、あるいは同一サービス水準の場合の前提など、「VFMに関するガイドライン」に記載があるわけですが、この記載はまだPFIをやる前につくられた記載でございますので、その後、実際にPFIをやっている過程の中でどんどんいろいろな形での問題も具現化してきております。そういったことも含めて、非常に重要な項目でございますので、それを徹底する形での記載をお願いしたいということと、先ほども経団連さんの話がありましたように、バリュー・フォー・マネーの公表につきましては、金額表示として算出に当たっての前提、精度、これは我々がその事業に関心を示すか示さないかという場合に非常に重要な1つの指標になる数字でございますので、それらが確実に公表されるように記載をお願いしたいということでございます。

4．PFIの応募負荷軽減の関連の提言、あるいは5．審査の妥当性の向上の関連の提言につきましては、そこに記載しているとおりでございます。

6番の契約書案の変更など入札方式についての関連ということですが、これも先ほどお話がありましたように、関係省庁の申合せで止めないで、申合せが出ているわけですから、それをできるだけ早い時期にガイドライン等に反映をしていただければと考えます。

それから、の予定価格の公表、これも先ほど話がございましたが、現在、予定価格としてPSCなのか、PFIのLCCなのか分からないというケースもございまして、我々がそこからどのくらいコストダウンをすればいいのだというような議論に、非常に重要な

ことが記載されていないケースが非常に多うございます。質問を投げかけても出ないということもあつたりしますので、ぜひこの点についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の 12 ページに、民間資金の調達の前滑化ということで、1 つは S P C の株式譲渡についての記述、これを「認める」と書いております。どちらかといいますと、むしろ「促す」というぐらいのことでガイドラインに明記をお願ひしたいわけではありますが、これからどんどん P F I が増えてまいりますと、固定の資本の投入が多分限界になろうかと思ひますので早い時期に、優良な案件についてはファイナンスが流動化する仕組みとしてぜひ必要でございますし、それと関連して、のこのころのペナルティに対する施設整備相当のサービス対価との相殺をやりますと、既にでき上がった施設を 1 つの担保として認識をしている金融機関にとっては非常に大きなリスクになりますので、スプレッド等に影響も与えると同時に、ボンド等直接金融化にも影響が出ようかと思ひますので、その辺、「契約に関するガイドライン」についての議論をお願ひしたいということでございます。

あと、今項目に挙げた事項の他にも重要なものもございまして、ここでは省略いたしますので、ぜひまた一度ご議論いただければと思ひます。

最後 13 ページのところに関連する法制度につきまして 5 点挙げてございまして、これらについてはいずれもその次の ( 5 ) のその他取り組みが必要と思われる事項、例えば、各所で触れてきた関連項目を含めて、P F I にふさわしい入札方法についての総合的な検討、当然それには会計法等さまざまな問題がかかわってまいります。

最後に、「おわりに」ということで、我々 J A P I C といたしましても、そこに書いていますようなキーワードをベースに、さらなる議論を進めていくつもりでございますが、この機会に 1 点だけお願ひしたいのですが、我々民間事業者といたしましては、これまで汗と知恵と、そして勉強代といいますか、リスクマネーを振り絞って頑張ってきたわけがあります。そのような中で、特に次世代を担う若い人が、本当に情熱を傾けておられると身をもって感じているわけでありまして、その若い人たちの情熱は、P F I というものが今後の公共事業のあり方として、さらなる発展を期待しているということにほかならないと思ひます。

今回の議論は、どちらかといいますと地方自治体での我々の実施に対する経験がベースになっており、随所に地方自治体という言葉が出てまいります。委員会は、自治体に関係ないというような形で門前払いされることなく、ぜひ真摯な議論を願ひたいと思ひしておきます。

以上です。

山内部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、川村専門委員からご説明をお願いいたします。

川村専門委員 みずほコーポレート銀行プロジェクトファイナンス部の部長の川村でございます。

本日は、私どもの方から、PFI事業推進に当たりまして、金融の現場、特にPFI事業融資のリスクテイク、あるいはリスク分析等の現場で日ごろ直面しております幾つかの問題点について、ご報告をさせていただきます。

いろいろ制度的な細かな問題につきましては、経団連さん、あるいはJAPICさんに、我々の方もいろいろお願いしており、また、お話しさせていただいておりまして、もう既に指摘されておりますので、日常の私ども民間金融機関の目線でご報告させていただきたいと思っております。

まず、PFI事業における私ども民間金融機関の位置づけ並びに役割期待について、私ども自身としてはどう考えておるかという点についてでございますけれども、3ページの資料1の簡略化した図をごらんいただければと思います。

プライベート・ファイナンス・イニシアティブ、PFIという名前が示しますとおり、金融機関は、事業の発注、サービスの購入者でいらっしゃる公共、並びに事業の運営者であるSPC、プロジェクトカンパニーと並んで、PFI事業を構成いたします重要な当事者の1つ認識しております。

PFI事業への参画におきまして、私ども金融機関に期待されている役割は、当然ながらPFI事業への民間資金の供給、すなわち融資ということでありまして、PFI事業融資の場合、従来型のいわゆる政府や地方公共団体さんへの資金供給、あるいは民間企業さんへのコーポレートベースのお貸し出しとは異なりまして、いわゆる当該PFI事業単体の事業リスク、そこから生じるキャッシュフローに依拠して行われる融資、いわゆるプロジェクトファイナンスベースで行われている関係から、融資の元利金の安全性確保のために、民間金融機関としてさまざまな仕組みづくりを厳格に行うことが、PFI事業を守るという観点で、大きな役割、期待となっております。

金融機関のこうした対応は、公共と民間のPFI事業者の間に立ちまして、いわばある意味で中立的な立場で、民間事業者のPFI事業における「いきすぎたリスクテイク」を抑制したり、あるいは公共サイドに必要なリスクの負担をお願いするということによりま



して、P F I事業自体の安定的な継続性に寄与して参ります。結果として、公共にとってもメリットにつながるものと認識しております。

4ページの資料2-1の方で、P F I事業のファイナンス組成のプロセスについて簡単にお示ししております。

一般的なケースでは、アレンジャーと呼ばれる融資金融機関の中の幹事銀行が、通常P F I事業の入札後、優先交渉権を獲得した事業者によって選定されて、ファイナンスの組成を行っていくというプロセスをとっております。

選定されたアレンジャー、すなわち幹事銀行は、まず、事業契約に基づきまして、仮想キャッシュフローモデルを作成し、それに基づいていろいろなストレスケースを検証しながら、融資金融機関としての立場から、事業の経済性、採算、それから、事業が内包するさまざまなリスクを分析、検証してみまして、それをどのように極小化するか、ファイナンスのプランをつくります。

具体的には、プロジェクトカンパニーが一括で請け負った各業務を、だれがどのように遂行していくか、各契約関係を通じて、齟齬のないようにきめ細かく取り決めて頂けるように、私どもが精査を行って参ります。

こうして取り決めた詳細な事業構造に基づきまして、さまざまな融資条件を、後で述べますようなシンジケーションローンのマーケットの状況を見ながら決めていくと、こういった流れで作業をいたしております。

このようにP F I事業融資は、金融機関にとっては極めてケース・バイ・ケース、かつ関係当事者と議論、交渉を重ねながら組成していくという、非常に時間のかかる、手づくり金融ということで、具体的に言えば、なかなか融資の検討を開始した段階では、先に述べた事業構造が固まっておりませんので、融資条件も明確には定められないわけでございます。

極端な例では、事業契約の骨子が固まった後で、プロジェクトカンパニーが負う事業リスクが、金融機関の目から見て大きすぎて、いわゆるプロジェクトファイナンスベースでは融資できないというような、経済的に余りよくないP F I事業というケースも出てきている、あるいは出てくる可能性があるという懸念をいたしております。

また、昨今、入札時点で金融機関に融資確約書が求められるというケースも見受けられますけれども、今までご説明したようなプロセスを踏まえて頂ければ、入札時点での融資確約は基本的にあり得ないということをご理解いただけようかと思っております。入札段

階で、特に金融機関からの関心表明書よりも融資確約書の方を高く評価するとか、そういうプラクティスがあるとすれば、これ自身は必ずしもよいPFI事業提案を選ぶことにはなっていないのではないかと考えております。

こうしたことから、既に経団連さん、JAPIOさんの方でもご指摘になっておりますように、入札の極力早い段階から融資金融機関もPFI事業に関与させていただいた方が、よりスムーズで良質なPFI事業のファイナンスが達成されると考えております。その意味で、多段階選抜方式、あるいは入札前協議の導入は非常に有意義だろうと、金融機関としては考えております。

もちろん、1次選抜が単なる資格審査になってしまったのでは全く意味がなくて、お願いしているとおり、1次選抜以降、最終審査に至るまで、いかに有意義な、金融機関も含めた民間と公共側の話し合いが行われるかというのが肝要な点であると考えております。

続きまして、6ページのPFI事業における官民のリスク分担にかかわる事項の中で、もう既に幾つか指摘されていますから、私の方からは2点だけ申し上げたく存じます。

まず第1点は、金利固定化時期の重要性の問題でございます。

金融実務の観点から申せば、スワップも融資と同様与信行為でありますので、金利を固定化するためのスワップも融資と同様、スワップや融資の対象となるSPC、あるいはプロジェクトカンパニーが設立されていることが、与信の大前提ということになります。この意味で、プロジェクトカンパニーが設立すらされていない、入札時固定金利というのを入札条件とするのは、はなはだ金融実務を逸脱するものと考えております。

意外と入札時に固定金利を要求するケースが多い、あるいは多かったので、正直言って困惑しておりましたけれども、これが定着しますと、運営がスタートする時点では、高騰した金利のために金融上は破綻しているというようなPFI事業、あるいはプロジェクトが発生するという事態も、起こりかねないと危惧しております。

また、もう少し厳密に言いますと、ただ、SPC、プロジェクトカンパニーが設立されていればいいということではなくて、そもそもSPC、プロジェクトカンパニーがどのような事業を行って、どのような権限を持ち、義務を負うかということが事業契約を通じて確定していないと、金融機関としては与信判断が当然できないわけで、こうした観点から、固定金利化の時期は、公共とSPCの間でそれらが確定する、事業契約締結時以降に設定されるべきだと考えております。

この点を踏まえて頂いた上で、公共による基準金利を金融機関融資と極力同一時期に設

定していただくことが、より健全なPFI事業遂行の観点からは重要ではないかと考えております。

それから、これは一般的な話なのですが、PFI事業におけるマーケットリスクの問題について、少しご報告させていただきたいと思います。

最近、付帯事業からさらに踏み込んだ完全独立採算型のPFI事業が見受けられますが、考え方をしっかりと整理しておきませんと、事業破綻の可能性が非常に大きいと金融機関としては見ております。

独立採算型事業というのは、申すまでもなく利用者からの収入により事業をたちいかせるということが発想の原点となっておりますけれども、例えば市民の福祉、福利厚生文化施設であれば、市民の皆さんから徴収する利用料金の設定の仕方、あるいは一体どれだけ皆さんが利用してくれるのかということがポイントですし、まだ日本ではございませんけれども、道路や鉄道といった交通インフラのものであれば、通行料金や運賃のレベル、あるいはどれだけまた同じようにユーザーが来るのかという問題、さらには近隣の代替交通路線との競合の問題なども勘案する必要がございます。

こうした独立採算事業では、本来業務を遂行する事業者がどれほど経験ノウハウがあるか、金融機関の目から見て、そうした経験ノウハウを発揮する可能性、経営の自由度がどのくらいあるかというのが、1つの大きなリスク判断のポイントになるのですけれども、このあたりを詳細に事業者さんご自身、あるいは金融機関としても分析をしながらも、過去の海外での事例ですと、思わぬ見通しの狂いが生じることもございます。

ひるがえって、PFI事業について見ますと、あらかじめ公共側の方から指定された場所で、かつ事業を営む料金設定についても、完全な自由裁量が認められているわけではございませんので、民間事業よりも事業者にとってより厳しいリスク負担になることが想定されます。

公共にとって、PFI事業は、国民あるいは住民のためにつぶしてはならない、安定供給して行すべき事業であるとするならば、PFI事業を初めから独立採算型とするというのは得策ではないと考えております。

こうしたマーケットリスクに対処するために、金融上の工夫としては、例えば事業収益の下振れリスクを補うための手厚い補助金、あるいはエクイティを事業者から出していただく。さらには、プロジェクトスポンサーからのキャッシュフロー、デフィシエンシーサポートと言われる一種の保証、あるいは、一定の水準の収益が継続的に上がるまで、プロ

ジェクトスポンサーから保証をそのままとっておくというような、さまざまな経済性安定化措置を講じることとなります。具体的にそういった事例が出て来た場合には、こういった措置が必要となつてまいりますし、公共側、並びに民間事業者さんにとってもかなり負担が大きく、事業が頓挫するリスクも大きなものになるという点をご勘案いただきたいと思います。

最後に、民間金融機関から見ましたPFI事業についての今後の課題について、2点だけご報告させていただきます。

まず第1点は、PFI事業融資の拡大に伴いまして、参加金融機関の裾野の拡大というのが私どもの大きな課題の一つと認識しております。

一般のコーポレート与信、公共向けの与信と比べまして、PFI事業融資は金融機関にとって、基本的に期間が10年を超えるという超長期の貸し出しでありまして、またリスクも相応に高いということでもありますから、PFI事業の件数、金額が増えてきた場合、個別金融機関としては、ポートフォリオリスク分散の観点から、シンジケーションマーケットを使ったり、一般投資家に売却したりということで、リスクの分散が必要になってまいります。

これを進める上で、銀行の立場から言いますと、PFI事業融資は、融資にかなり時間を要する手づくり金融であることから、参加金融機関の意向等、事前にいろいろと汲み上げておく必要があります。また、一般の投資家が参加してくるということが、PFI事業のリスク、並びに融資条件が金融市場で受け入れられたという、1つのマーケットテストになるということですので、この辺が円滑に、幅広い金融機関と情報交換をできるような形で、幹事金融機関も活動できるように、先ほど申し上げたとおり早い段階からのPFI事業への参画というものが必要になってくると考えております。

まだ日本国内では必ずしもPFI事業融資のノウハウや手法について、幅広く金融機関や投資家にご理解していただいているということではございませんので、この辺の啓蒙も、私ども自身も行っておりますけれども、何らかの形での公的支援も必要と考えております。

それから、第2点は、リスクマネーの導入促進という観点で、同じようにPFI事業、案件数の増加とともに、そもそも事業が入札形態であるということから、入札される民間事業者さんはかなりエネルギーが集中しづらい状況のようで、落札件数が増えていった場合、投下資本も増えてくるということで、同じように一極集中ではなく、分散投資するポートフォリオ安定化の観点からの管理が必要になってくるということが、いずれ予想されます。

その中で、いわゆる S P C の株式譲渡の問題などを制度的に整えていただきながら、リスクマネーを投下してくれる投資家層を、どんどん発掘していくことができるスキーム、市場、あるいは法制度等を整備していく必要があると考えております。

以上が雑駁ではございますが、私ども金融の視点から、現場で日ごろ直面しておる問題意識でございます。

山内部会長 どうもありがとうございました。

それでは、最後に卯辰専門委員よりご説明をお願いいたします。

卯辰専門委員 損害保険ジャパンの卯辰です。

今日は、保険会社といたしまして、P F I の推進のために当事者のリスク分担に保険はどのような機能を果たせるか、そしてまた、限界がどういうところにあるのかという視点からご報告をしたいと思っております。

今回の部会において、先ほどから出ておりますけれども、今後、運営主体の P F I が増えてくる、そしてまた重要になってくるといったときには、選定事業者における個別のリスクということが極めて重要なポイントになってまいります。従いまして、個別のリスク評価、あるいはリスクの転嫁のあり方、こういうものがかなり重要になってまいります。これは今後深めていかなければならない問題だとは思っておりますが、本日は、公共側と事業者側が、現状においてどのような形でリスクの分担を、適切かつ合理的に行い得るのか。P F I も進展してまいりましたので、かなり認識の一致はできつつありますけれども、一部認識のギャップがあるところがあるのではないかとこのところをご報告したいと思っております。

この問題につきましては、「リスク分担に関するガイドライン」、及び「契約に関するガイドライン」において、ある程度の問題の整理はされております。そこを基本として、より具体的な側面の中で問題を提起させていただきたいと思っております。

それでは、お手元の資料をご参照していただきたいと思っておりますが、時間も非常に限られておりますので、ポイントのみご報告したいと思います。

まず、1 ページですが、時系列で見た場合に、保険はどのような形でかかわっていくのかというところを整理したものでございます。

上の方については、P F I 事業契約において付随する契約がある。それに対して、下の方に、それに対応する代表的な保険ということで出ております。履行保証保険、工事保険、請負賠償責任保険、火災保険、そして運営期間中の賠償責任保険、等があります。ポイン

トといたしましては、運営段階におきまして、それぞれの保険の契約期間が出ておりますけれども、基本的には長期にわたる事業期間があるわけですが、保険の契約期間といたしましては1年間の更新というのが原則になっております。

続きまして、2ページ以降を見ていただきたいのですが、官民のリスク分担と対応する保険というところです。幾つかリスクが細分されておりますが、その中で、第三者賠償について保険での対応として、賠償責任保険があるということがわかると思います。

続きまして、3ページですが、建設段階におきましても、不可抗力以降、リスクの分担がございませけれども、若干この表と対応しないところがありますので補足させていただきます。建設段階の不可抗力というところで、天災・暴動等による工事の変更・中止・延期というのがリスクの内容として出ておりますが、一部不可抗力による物的損傷が生じた場合、4ページに書いてございませけれども、建設段階における一般的損害のところ、保険としては建設工事保険、あるいはいろいろと工事保険があります。一部不可抗力リスクによる物的損傷についても、こういう保険で担保できることになろうかと思ひます。

それから、維持管理・運営期間でございませけれども、施設等の損傷については民間の損害保険、あるいは共済、あとで述べませけれども、これを賠償責任構成で持っていくというやり方が考えられます。

ここでも、天災・暴動等による維持管理・運営の変更・中止・延期、といったリスクの内容が出ておりますが、こういう事由によりまして物的損傷が生じた場合、地震等は問題がありますけれども、不可抗力リスクの一部について生じた物的損傷は、担保できるということになろうかと思ひます。

ここで整理いたしますと、リスク分担表において、私どもとして、PFIの趣旨にも合致するのでしょうかけれども、経済的かつ合理的手段としての保険で転嫁可能なリスクといひますのは、いわゆる保険の原則でございませけれども、発生頻度が低く、かつ損害額が比較的大きくなる可能性があるもの、これを中心とした形で対応させていただいているということになろうかと思ひます。

続きまして、5～6ページをご覧いただきたいと思ひますが、「PFI事業契約において付保を検討すべき保険の概観」ということで、ここに幾つか列挙してございませ。

特にその中で、公共側が付保指定する保険というところで、印をつけていませけれども、この辺のところ、PFI事業の推進に当たって、長期かつ安定的なものとしてリスクヘッジを考えていくべきところであろうという保険種目を提示してございませ。

一方、選定事業者をSPCと表示し、管理者を公共と表示しておりますけれども、SPC側でファイナンス上留意すべき保険ですとか、ファイナンス側から要請される保険というものも若干提示しております。公共側とは異なる視点であると思われませんが、そういうところを整理しています。

6ページにおいては、運営期間中の保険ということで、火災保険から始まりまして、企業費用利益総合保険などの利益保険的なもの、これはファイナンスとの関係で、一部留意される保険等があるというところをご覧いただければと思います。

続きまして、7ページ以降で、具体的なプラクティスにおいて、むだな費用、時間を節約するというような視点からも留意される方がよろしいのではないかとと思うところを指摘させていただきたいと思います。

まず、第1番目に、ファイナンス組成上の観点といたしまして、事業契約段階、入札説明書段階において、被保険者を具体的な形で指定することが行われるケースがあるようですけれども、このところで若干混乱を生じるところがあるかと思えます。

すなわち、公共やSPCが発注する事業者、さらにその下請事業者を含めて、被保険者としてくださいとなっていた場合に、いわゆる保険金請求権に対する質権設定上、被保険者としての同意という問題がございます。そういうところで、手続的に混乱をきたすというところがあるかと思えます。

次に、保険契約者を指定するのは好ましくないということを書かせていただいているのですが、ファイナンスとの融資契約上、期限の利益喪失事由の発生時において、地位譲渡をするという予約を行うことがあるようでございます。その場合には、SPCを契約者とするということが必然的に出てまいりますので、この辺のところで細かな指定が無用な混乱をきたす可能性がございます。

それから、大きな2番目といたしまして、突き詰めれば留意すべきポイントはここになるかと思っておりますが、長期安定的な保険提供の観点でお考えいただく必要があるかと思えます。

すなわち、特殊な保険を無理に指定することになりますと、長い事業期間にわたって、保険の調達が困難になるというケースも考えられないことではありません。

また、一般的に国内で事業を行っている保険会社において、通常のプラクティスの中で提供可能なものを主体としてお考えいただく必要があるかと思えます。

しかしながら、選定事業者側において、こういうリスクについてはある程度負担をして

でも、リスクヘッジをしたいということになった場合には、その選定事業者側の裁量、コストの負担感の中で、ご相談いただく必要が出てくるだろうと考えております。

以下に少し具体例を挙げておりますが、個別の契約の中でのプラクティスを、ある程度重視していく必要があると考えております。

続きまして、8ページから10ページまでは履行保証保険、これは建設段階の履行保証保険の現状の方式、それと問題点を指摘しているところです。これにつきましては、「契約に関するガイドライン」においても一部指摘はされているところなので、少し敷衍したところがございます。

方式としては、2つの方式が現状考えられております。1つは、公共とSPCとのPFI事業契約を対象とした履行保証保険を付保する方式、それともう1つは、SPCと建設業者との間の建設請負契約を対象とした履行保証保険、この2つの方式が考えられております。

このうち、実用的なお話を申し上げますと、2つ目の方式が一般的な契約実務においては実用的ではないかと考えております。

1の方式によりますと、一般的な建設会社と比較いたしまして実態がないSPCでございますので、SPCに対する資力を確保するために、スポンサー企業からの債務保証が必要になってくるという問題がございます。

それが、9ページと10ページに書かせていただいている部分でございますが、10ページに書いてありますように、2つ目の方式で契約を行った上で、SPCの有している保険金請求権に対する質権設定を受け、公共が質権者となるということで解決できるのではないかと考えてございます。

それから、11ページでございますが、こちらは一部散見される場所なので書かせていただいたところでございますけれども、いわゆる建設請負契約についてです。建設請負契約期間がPFIの事業契約期間とずれるという問題があるわけですが、指定の中で、PFI事業期間が始まったときから履行保証保険を付保するということが求められている場合には、建設請負契約を対象とした履行保証保険では、実際に建設工事の請負契約の締結以降になりますので、タイムラグが生じる。そういうことで、建設請負契約の締結時点において付保するという形で指定を行っていただければ、よりスムーズになると思います。

それともう1つ、一番下に書いてございますけれども、保証の選択の多様性を認めていただいた方がよろしいのではないかとことを指摘させていただいております。



それから、最後でございますが、運営期間中の問題について若干お話をさせていただきます。

運営期間中の履行保証保険ということになりますと、長期のものということが当初問題点として指摘されておりました。ここに書いてありますように、「契約に関するガイドライン」の120ページにも出ているかと思いますが、基本的には1年契約の更改という形で対応せざるを得ないという問題がございます。

特にBTO方式のPFIにおいて、公共側に所有権の移転があった場合の保険の付保方式についての若干の混乱が生じております。

公共側において、自らの財物に対するリスクヘッジということであれば、ここに書いてございますように通常は共済等に参加するというのが一般的だと思います。例えば、選定事業者側の過誤によって損害を及ぼしたといった場合には、基本的には公共から事業者側に対する損害賠償請求が可能になるということですが、そこを、公共側が加入している共済で填補する。共済は、その共済金支払いを根拠としてSPC等に対し、代位求償権を行使することになります。

この求償権を不行使にするというやり方も、民間の保険事業においてはある程度一般的なのですが、聞くところによりますと、共済側においてはなかなかその辺の対応がしにくいということがございます。

そこで、賠償責任保険という構成をとって、民間側が共済からの求償に対応するということは考えられるのですが、ここに書いてございますように、火災保険に比べますと、賠償責任保険の填補限度額の低さという問題がございます。

従いまして、問題の1つの解決の手法といたしましては、14ページに書いてございますが、民間側が契約者となって公共側を被保険者とする第三者契約、火災保険を中心とした財物保険を付保する、ということが考えられるのではないかと考えております。

以上、非常に短い時間での概要のご説明でございましたけれども、PFIのより一層の推進というために、保険事業としてサポートできる場所としてはこういうところであろうと考えております。

以上です。

山内部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明を踏まえまして議論に移りたいと思います。ご意見、ご質問のある方はご発言をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょう。

A委員どうぞ。

A委員 今日、お忙しいところご説明を頂戴しまして、どうもありがとうございました。

従来、経団連様にあられましてJAPIC様にあられまして、いろいろ報告書を頂戴しておりまして、いつも多大な関心をもって拝見させていただいております。

本日の説明も、私個人といたしましては共感を持つところが非常に多くございまして、特に、公共アドバイザーをやっておいて心する必要があるということは承知しております。さはさりながら、私の観点からしたときにどのようにしようかなというところが少々ありまして、それについて追加でご意見を伺いたいと思っております。

まず第1点は、法制度の改正についてでございます。私は弁護士ですから、例えば損害賠償請求についてどうしましょうかということで、私個人の経験としましては、例えば90年代、アジアのBOT方式で外国で整備をする際に、当然ホスト国が債務不履行を起こした場合には、撤退するときの清算金をあらかじめ決めておいて撤退したいということを考えておったのです。

従って、そういう点では、ご示唆の点というのは私、非常によくわかるのですけれども、なかなか日本の法制度においた場合には難しいことがある。それで、私がやっておったケースでは、損害賠償請求の範囲というのは民法の416条の範囲だと考えております。この場合、予見できた事実関係かどうかということが決め手になってくるものですから、こうこうこういうような特別な事情があるよということは合意できる、それは確認できるのです。従って、変な話ですけれども、それをベースにして話し合いをしてください。ただ、地方自治体というのは任意に払うわけにはいきませんので、何らかの手続が必要ですよ、こういう解決をとっておったのです。

これから推進するといった場合に、正面から、例えば地方自治法の改正を求めていくのか、あるいは当座の間、その便法を少し考えてみるのかということもあろうかと思うのです。法制度改正とした場合には、なかなか正面切ってやるのは難しいと思いますが、これをどうしましょうか、というのが1点目の質問です。

2点目は、プラクティスについて改善すべしというご提言をたくさん頂戴しておるのです。私の実感からするならば、私はすべてご指摘の点は全うだと思うのですけれども、問題は、すぐガイドラインを改正してそれを書くのか、それよりも地方自治体であったり、民間事業者さんであられたり、共通の認識をまず持つ必要があるのではないかという気も

するのです。

従って、ガイドラインをまとめる前に、相当程度の議論があって、多くの人が共有しているというステップを持つために、何かやることがまずあるように私は感じるのですけれども、実際いかなるものなのでしょうか、というのが2点目の質問です。

3点目ですけれども、これはちょっと長い話になるのかもわかりません。PFIと言った場合に、当然バリュー・フォー・マネーに着目します。何がポイントかという、リスクが移っているかどうか。リスクが移っているのは、当然ファイナンスであり、2つ目が性能発注による仕様のリスクを移している。特に、JAPICさんはプラントメーカーの方が多くおいでになりますので、その仕様のリスクというのはよくご承知のことと思います。3つ目が、マネジメントリスク。先ほど卯辰専門委員の説明の中にもありましたように、プロファイルというか、こういう仕立てにしようとした場合には、コーポレートリスクをヘッジする、マーケットでヘッジする仕組みが組み込まれている必要がある。従って、個々の下請業者との契約というのが、内容的にも、金額的にも、当然リクイジットの高い契約、譲渡できる契約である必要があるわけです。そういう観点で、PFIのプロジェクトを見ていただきたいのです。

そうすると、大体二通りに大局して見ていただければわかるのです。1つが、俗に言われる箱もの型、これは日本のゼネコンさんや設計事務所さんのレベルで見ると、性能発注といってもほとんどリスクは移っていないし、現在の仕様発注であったとしても、マネジメントリスクというのはゼネコンさんは常に負っておられたわけですから、私の目から見ると、これはマージンが薄くて当然だと思います。その部分でいくと、そのリスクを公共側に寄せてみてくださいよということで、従来の公共工事の契約、標準約款と同じベースでも、私はいいのではないかという気がするのです。

問題は、そうではないタイプの契約があって、私が一番力を入れておるのがたまたま病院であったこともあるのですけれども、これは明らかにコンセプト・ドリブンになってくるわけです。

経団連さんのご説明の中にもありました、何を公共が求めているのかをはっきりしなさい、これはものすごくよく分かるのです。でも、これは非常にコンセプト・ドリブンの案件になるわけですから、相当早い段階でこれを固める必要がある。そうやって初めて、2段階選抜が生きてくるはずなのです。

そうすると、当初出てくるのは、公共側が何を求めているか、それについて十分にわか

る人が民間事業者の代表として努めてもらわないと困るということになってくるんです。

ですから、議論を立てていく上で、どちらを焦点に置いた議論なのかを明らかにしていただかないと辛いなというところがあるのです。

有岡さんがおっしゃった中で、例えば株式の譲渡の自由。これは、箱ものであれば、私は譲渡して構わないと思っているのです。でも、サービスプロバイダーが軸になった 20～30 年の長期の事業であるならば、当然これはリスクがあるわけで、それはエクイティが、ガバナンスの効いた事業体でないと、恐らく銀行さんとしては融資ができない。モラルハザードをどうやって防ぐのかということになると思います。

これは二通りあって、一つは金融機関さんの方で見ていただく、それに公共がリライする、これもあるのですけれども、そうではない場合ですと、やはり譲渡制限をつけざるを得ないという問題が出てくるのです。

これから、もしも推進するとするならば、いろいろな提言をなさってくださいったときに、少し対応をしたいというのは、何を前提にして、どういう事業を前提としてと議論をする必要があるのではないかと思います。そこについて、ご感想なりご示唆を頂戴できれば幸いです。

JAPIC 幾つかご意見がございまして、もちろん私の方も 56 項目すべてについて今すぐ改善されるべきだというのではなくて、むしろそういった課題を一度全部テーブルの上に乗せてみて、これからほかのご意見も参考にされると思いますから、最大公約数的にすべてにかかわるものについては優先的にやろうとか、そういった1つのたたき台にしていただき、我々自身もそれに加わっていきたいということが、今回の提言、意見具申の非常に大きな目的でございます。

そういう意味で、ガイドラインの項目でこれを全部変えてくださいということが挙がっておりますけれども、例えば今、A先生が言われたように、損害賠償の契約等についての地方自治法の改定まで書かなければいけないので現時点では難しいとすると、次善の策としてこういうことがあるということ、例えば1つの委員会の見解として出していただいて、当面はこれで、今の法制度内であると、こういう方法が幾つかの選択肢としてあるということをごどこかに記載をしていただいて、我々がそれを参考にできるような、場合によっては今までのところで公表されていることがたくさんあると思いますので、キーワードでぽっと引くと、そういうものに行き当たれるような仕組みを委員会の方でつくっていただければ、あるいは推進室等でオーガナイズしていただければというのが1点であります。

それから、今1つ、株式の譲渡の問題については、私も海外でたくさんやっております、オーストラリアなどは、一般公開のもので、いわゆるバンドリングしたものだけでも20も30もあるような中で、いろいろな仕組みを今やっているわけではありますが、当然、つくったらすぐもう譲渡してもいいよとはなっていないで、例えば5年間なら5年間様子を見て、それが安定しているということが認められれば譲渡とか、そういう条件が当然つきますし、その間には現地の一流の保険会社が仲介に入って、彼らも一部リスクをとりながらやるというような仕組みができています。今の契約ですと、もうほとんど最後まで持っていなさいと、特別な場合というのは、例えばその会社がつぶれて、どうしようもなくなったときに譲渡できるみたいな項目がほとんどであるということからしますと、やはりそれについても1つの議論が必要ではないかと思えます。

あと、2段階選抜につきましても、まさに言われたとおりで、我々も、公共側がどういふことを最終的に、エンドユーザーなり、地域に求めているのかということを確認に出してもらわないと、それに応えるための民間の知恵というものが前面に出ませんし、最終的には、お金だけで勝負をせざるを得ないような案件に結びつくということもあります。

そうした点について、当然、最終的には法的な問題の議論も必要かもしれませんが、今特にできる範囲で、2段階選抜等についてももう少し突っ込んだ議論と見解を示していただければというのが、私どもの当面のスタンスであります。

日本経団連 私見ということで聞いていただければと思うのですが、まずさっきのリスクの点で、箱ものについてはリスクが今までどおりでいいのではないかという解釈をされているのですが、実はこの点に関して、私どもも幾つかPFI事業を受注して進めている中で、例えば中央合同庁舎7号館なども、公共側が求めるものと応募者側との間のすり合わせを年中精力的にやっておりますが、いろいろな未確定なものを食い違いを合わせるようかなり苦労しながら確定しているところです。性能発注的なものに対してどう提供、満足していただけるかというのは、サービス面と同じような要素がございますのでやはり発注といたしますか、選定期間にもう少しはっきりしたものがあればなということがございます。ですから、病院などの事業運営も当然ですが、箱ものについてもそういう問題があるのではないかなという認識をしております。

それから、株式の譲渡のところ、ガバナンスの効いたものでなければいけない、どういふ事業を前提としておられるのかとおっしゃった中で、例えば、今民間でも再開発事業等につきまして、保留床の処分などは、特定業務代行者として引き受けてやるケースがゼ

ネコンなどは非常に多いわけですが、保留床をいつまでも持っているわけではなくて、最近ですとREITへ、J-REITへ出すとか、いろいろな出口戦略を考えながら進めていくということがございます。これは他の共同事業者との間で同じような問題がございまして、やはり同意を得ながら、ガバナンスが効いている、その都度判断できる、相手の了解を取ればそういうことができるのではないかなということで、PFIについても、例えば民間事業部分が譲渡したいといったときに、そういう条件をつけて納得するものであればいけるのではないかと思います。

今のままですと、PFIのSPCしか持てないということが明文化されているので、いわゆる持たざる経営と言いますか、いろいろなものをもっと活発にやっっていこうということからすると、もう少しフレキシビリティを持たせていただきたいということでございます。

例えば、損害賠償請求について地方自治法の改正、法論議になりますと、多分その辺は、今、PFIの話をしているところで勉強させてもらっていますが、特に地方自治体に関して言いますと、まだまだPFIそのものに対する取り組み方というのも相当ばらつきがあると思います。PFIって何だというレベルのところもありますし、実際にもうPFIを進めている自治体もあるということで、これを一律にそろえて、地方自治法の改正まで持っていくのは、先生がおっしゃるよう大変なことだと思うので、何かそこできちんとした対応ができないかなと思います。

私の方は以上ですが、Bさんの方からありますか。

山内部会長 どうぞ。

B 専門委員 A先生のお話の中で、ガイドラインの改正にストレートに行く前に官民の対話というお話、まさにそのとおりだとは思いますが、現実にもう私もいろいろ、JAPICあるいは経団連さんのお手伝いをしながら思っていますのは、例えば、今回出てきている提言、あるいはいろいろなレポート等、民間側は比較的何らかのまとまった格好でいろいろな意見を申し上げてきている。

一方、公共側というのは、国であっても各省庁が数の上では限定的な個別の対応であり、ましてや自治体においては、3,000全部とは申しませんが、少なくともPFIの対象になりそうな自治体が千幾つある中で、現実問題としてそういう包括的な対話をする場はないのが現状だと思うのです。

そうすると、多分そこを何とかつないでいくのは、この委員会であったり、推進室とい

うことになると思いますし、今回も含めて今までのいろいろな提言は言いつばなしという感じが、民間側としては非常に強くあったというのが現実だと思います。今までも、民間の提言についていろいろ説明がございましたけれども、今回はさらに一歩進んで、現実のプラクティスから出てきた問題点について、非常に詳細にわたった説明と、その理由も含めて、提言されていますので、この辺をいかに公共側に反映させていくか、あるいはこの委員会でのディスカッションの中に反映していくかということが、やはり我々の責務と思っております。

Ｃ委員 幾つかあるのですが、今までのご意見もございますけれども、もう少し金融に関して、今日せっかくご意見をいただきましたので、ちょっと質問をさせていただきたいのでございますが、実際のPFIの事業を進める中で、今多分問題になっているのであろうというのは、このいただいた資料の4ページのスケジュールがございますね、この中で見ますと、最初のところの問題についてご指摘なされて、契約時、あるいは入札時ですね、ここでLOIだとか、あるいは確約書とか、そういう問題も当然あるのでございますが、実際にプロジェクトの事業契約が成立した後で、現実にはDAの交渉が始まって、それで一体どうなるのかと。

そうすると、もう枠がはめられた中でなかなか難しい問題を抱えて、公共側と銀行が交渉していると、この辺でかなり長い期間がかかってしまって、そのこと自体が問題になっているのではないだろうか。

これは、今までいろいろなご指摘があったように、当初にかなりのものが明確になっておれば、避けられる問題もあるのではないかと私なんかは考えるのですが、それについてご意見をお伺いしたいのが1点です。

2点目は、ちょっと触れられていませんけれども、現行一番多いケースは、土地が公共のものである、上ものはSPCの名義で建てられると。この移転についてはいろいろ会計上の問題もございますけれども、そういうような形態がほとんどのケースで、果たして担保権というのは、普通に融資が行われる、民間の市場で行われているような形での担保権の意味があるのかないのか。

それを改善してほしいと思われるのではないかと思いますけれども、なかなか逆に、法律の改正なんかは難しいところがありますけれども、PFIを推進するためには、ファイナンスをスムーズに進めなければならぬ。そのために、担保に関係するさまざまな条項も改善する必要があるのではないかと、そう思うのですが、銀行としてのご意見をお伺

いしたい。

3点目は、これはステップインの話がございまして、あるいは直接金融、あるいはリファイナンスとかいうようなところにかかわってくるのでございますけれども、最終的に破綻するときのステップインなんかのところは明確でないというようなご指摘もあるわけですが、ステップインで銀行がかかわってくるというところまでは議論がありますし、DAでいろいろな議論が出ているのだと思いますが、肝心なのはその解決をするところなのだと思うんですね。この委員会でも、ステップアウトのところは余り議論が進んでいないのだろうと。

その辺の、銀行としてのご要望もあるのだろうと思いますし、リスクの移転ということもありますけれども、明確であるという場合と明確でないという場合では、リスクが膨らんでしまうという問題があるわけですね。

そういったところの議論は、当然我々もしないといけないとは思っておるのでございますが、金融機関の立場で、その辺のところの必要性と、不明確な場合の悪影響といいますが、その辺についてのご意見を承りたいと思います。

以上、3点ほどをお伺いしたいのですが。

川村専門委員 まず、入札プロセスへの参加時点の問題ですが、従来の事業ですと、A先生がおっしゃるように箱ものが多いございまして、現実問題としてさほど大きな支障が出てきたとか、あるいはファイナンスがそもそも組成ができなかったというケースは、私どもとしては経験しておりません。

ただ、おっしゃるとおり、病院のケースなどではかなり早い段階から参画いたしましたし、運営型と言われるものについては、当然その事業リスクを見るところが大きい。そこで、事業の骨子になるのが事業契約ということでございますので、当然、早ければ早いほどいいと思います。

入札段階の審査でファイナンスの部分をご評価いただくところがあるのですが、そこについても公共としては、一体どのくらい事業が安定的に回るようなファイナンスの安全装置がついているかどうかというのを見ていただくのがポイントであるとすれば、当然早い方がよろしいと思います。

ただ、現状は、特に箱もの場合はもうたくさんの方が入札されて、私ども金融機関としても、実務としては複数の入札者をサポートしなければならず、入札者側の情報統制の問題もあって、最初から入り込むわけにもいかないという事情もございまして、早ければ



早いほどいいのが理想でございます。

それから、担保の問題ですが、これはステップインライトとも関係あるのですけれども、基本的には金融機関は、特にプロジェクトファイナンスの場合、海外でも国内でもそうですけれども、現実的には、破産して担保から回収するということを目指しているものでは必ずしもございません。クリアーに担保権を設定させていただければ、融資している金融機関の立場はより強くなりますけれども、金融機関がリスクを見る目からしますと、むしろどちらかという事業としてキャッシュフローが回って返ってくることをまず第一に、優先的に見ております。いわゆる破綻をしたときにどのくらい回収できるかというようなところは、私見ですが、余りあてにしていないといったところが現場でやっている者の気持ちとしてございます。

それから、ステップインについては、私どもとしましてもクリアーにいろいろな形で規定していただいた方が、事業が破綻しつつある、あるいは破綻した事業を再生していく、あるいは継続していくという考え方からすれば、ぜひ必要と思います。公的な事業を資産処分して回収しようとしても、ほとんど返ってこないという形になってしまいますから、むしろその事業、あるいは債務をリストラして、それで新しい運営者、適当な運営者がいれば引っ張ってきて、事業としてたちいくように回していく、これが金融機関として回収を最大化するやり方です。

今まさに金融再生、事業再生をやっているのと、基本的には同じ考えでございます。別にステップインライトでやったからといって、公共のものを奪って金融機関として何かしようというわけではなくて、むしろ公共にとって、事業を再生していく上で、雑多ないろいろな債権者と話すのではなくて、金融機関と、お互いに知恵を出し合って、どうやってパブリックサービスを提供するこのPFI事業を継続していくかというのを話すわけですから、そういった意味で、ステップインライトは、はっきり規定していただいても、公共の不利益には全くなならないし、むしろ利益になるし、皆さんのためになるのではないかと考えております。

山内部会長 D委員、どうぞ。

D委員 ありがとうございます。

非常に詳細なところに突っ込んで議論が進んでいる中で、ざっくりとした質問で申しわけないのですけれども、経団連、JAPIC、両方から非常に詳細にわたる提案が出ていますが、これらの中で、個別的な項目、言うならばどういう連関関係にあるのか、どうい

うフローがそこにあるのか。あるいは、こっちから手をつけなければこっちには進めないといったような、そういったところについてどういう認識をお持ちであるか少し伺えればと思います。

本日伺っているところでは、かなりフラットなところで、幅広く詳細に問題提起をされているわけですが、その中に自ずとある種のフローがあるのだと思いますので、その辺についての感覚をちょっと伺えればなと思うのが第1点です。

それから、第2点は、今の川村さんからのプレゼンテーションに関わるのですが、プロジェクトファイナンスに関する参加金融機関の裾野拡大というところがありまして、シンジケーションという話もありましたが、PFIは自治体絡みのものが圧倒的に多いという中で、単純な質問ですけれども、地域金融機関が関わってくるという現状はどうで、実態的に地場の金融機関が果たす役割はあるのか、ないのか、どういう方向に持っていくことが望ましいのか、その辺についてどうお考えかということをお伺いしたいと思います。

山内部会長 どうぞ、JAPICの方から。

JAPIC フローとの関係でございますが、フローには2つあって、1つは、説明資料としてお渡ししたA3の1枚のマトリックスを見ていただいたらわかると思いますが、1つは事業のプロセス、つまり、いわゆるPFIであるかどうかという適用の段階からいろいろなことを議論して、契約をして、リスクを分担して、資金を調達するという意味の事業の流れとしてのフローと、今1つは、法改正、基本方針、ガイドラインという大きなものから、詳細なものへと下りていくという流れが、この図でご理解いただけるとと思います。

先ほどA先生から話があった損害賠償の契約なども、我々はガイドラインのところに書いてありますけれども、本当は、先ほど言われたようにほかの法律の関係で地方自治法を変えないといけないと言われたらならばそのとおりでございますが、そこまで我々は議論をして、地方自治法を変えてもらうというのではなくて、我々等が持っている当面の問題に対して、ではどうしたらいいかという議論をこの委員会でぜひお願いをしたいというのが主でございます。

たしかに、言われるとおりこの要望の中にも、基本方針を受けないとガイドラインに行かないと、ガイドラインでいきなり本筋など書くわけにいかないということもたくさんあるかと思いますが、その辺については我々もまた議論に参画させていただければ、詳細に例示も挙げて提言したいと思いますのでよろしく申し上げます。

山内部会長 経団連、いかがですか。

日本経団連 フローについてということですが、ご質問の意味としては、どれが優先順位かというような意味ととらえてよろしいですか。

そういうことだと、例えば事業運営について、サービスを主体としたところにもっと移していきたいという精神的な要望と、法改正を伴うような、ディテールに入った要望が、たしかに混在しているということで、そういうとらえ方の整理は正直、議論していないものですから、先生がおっしゃるように、少しそういう整理の仕方をしなければいけないと、ご質問を受けて今考えていたのですが、どれが一番重要かというのは、実は経団連は非常に委員も種々雑多という、私はゼネコンで、金融の方もおられますし、それぞれまた違うと思うんですね。その中で、それぞれの意見を取りまとめて、共通の認識としてここに挙げていくということで、気持ちとしては、できることからやってほしいという感じです。

このほかに要望はたくさんありました。それを、こんなにいっぱい出してもというので、かなり絞り込んで提言させていただいたととらえて、どれも重要であると考えておるのですが、どれが重要かと言われると、そういう観点ではちょっと議論をしておりません。

B 専門委員 整理の仕方として、たしかにD先生がおっしゃるとおりなのですが、PFIは、そもそも論がないと進まないところもあって、結局そういう精神論的なところを踏まえながら産業団体としては議論をしています。具体的にはということでは、私は経団連、JAPEICの両方に絡んでおりますけれども、今、小倉さんが言われたように、経団連としてはある程度ピックアップをしてやっておるところです。

JAPEICの方は、量的にも非常に多いですが、実際は基盤は全く共通だと思いますし、そういう意味では、どれが優先というのは、まさに今、小倉部会長がおっしゃったように、つけがたいというのが現実だと思います。

ただ、こちら側に座って思うのは、やはりそういうところまできちっと認識しないと、PFIは実務の世界に既に入っているという中で、日常ぶつかってきている問題点が、今日は出てきているということですから、逆に下の方に、下と言うと変ですけども、日常的なことこそ非常に大変で、それを解決するためには、その上、基本的にはそもそも論に戻っていくと、こんなようなことかなと思っています。余り答えになっていませんけれども。

日本経団連 今ちょっと、実際に活動している事務局の方からコメントがございまして、今日お出ししている資料の最終ページに「PFIの推進に関する第三次提言（概要）」と

いうのを、いわゆるフローチャート風にまとめてございますが、これを見ていただいて、これがすべてであり、かなり分かりやすくまとめてあるので、ぜひこれを見ていただかせんかということです。

山内部会長 川村専門委員どうぞ。

川村専門委員 地方自治体が行うPFI事業、あるいは地域金融機関との関係ということですが、まさにご指摘のとおりでございます。現状を申しますと、地方自治体が行うPFI事業については、当然それぞれお取引のある地元の金融機関が極めて関心が高い。加えて、民間側の事業者として、ユーティリティー、電力会社さんやガス会社さん等の企業さんが地元の出資をされる、あるいは事業主体になられるというケースの場合ですと、地方銀行さんは必ずそれに入りたいというニーズが非常に強い。大変ありがたい状況でございます。

その中で、やはりプロジェクトファイナンスやPFI事業融資に初めて取り組まれるという場合は、私ども、あるいは大手銀行には、親しい地方金融機関さんはそれぞれありますので、そちらの方を陰でサポートして、我々にとってもいわゆるシンジケートローンの参加銀行、あるいは実体は、表でやっていなくても金融リスクを分散していく意味でお互いにメリットがあるので、いろいろ陰に回ってご支援申し上げております。

例えば、どのようにドキュメンテーションをやるのかとか、キャッシュフローモデルをつくるのかとか、その辺、幾つかの地方金融機関さんから私ども 트레이ニーを受け入れていますし、個別事業では、地方金融機関さんに全面に立って頂いて、私どもが裏でフィーベースで実際の作業を請け負ったり、融資についても、それほど規模が大きくないものであれば、地方金融機関さんがご自身でなさりたいというケースもかなり多いと思います。

それから、地銀協をはじめ様々な団体で、地方金融機関さん向けにセミナーなどがありまして、そういうところに、私どもから何人が講師が行って、2日間、3日間研修を行うといった流れで、地方銀行さんはかなり意識が上がってきている。

これは、私どもにとっても大変ありがたいことです。特に地方の小規模のPFI事業で、地方の業者さんが主体になってやられるケースですと、大手金融機関ですと事業者自身のリスクが分からず、なかなか対応しきれない。そういうケースは、地方の金融機関さんの方が地元業者さんをよくご存知ということで、ストラクチャリング、手づくりのやり方を覚えていただければ、ファイナンスがよりつきやすくなりますので、今まさにそういった形でまさに広げておる状況でございます。

E 専門委員 先ほどBさんからお話があったことに関連ですが、こういうふうにご意見、ご提言をいただいて、やはりこの事業推進委員会や部会の中では、何らかの形でレスポンスをしていくべきではないかなと思っております。

前回はガイドラインがまとまった段階でいろいろご意見をいただいたわけなのですが、あのときも、ワン・ツー・ワンで返事というのはなかなか難しいと思うのですが、どういう形の対応をとったのかというのは、委員会としても何らかの返事をしたらどうでしょうかと私も申し上げたのですが、必ずしもそういう形にはなっていないと思っております。

ですから、こういう形で公式にご発言いただいているわけですから、それに対してどういう見解なのかとか、どういうレベルなのかというのを、やはり明らかにしていくというのが、推進委員会としては必要なのではないかと考えております。

あと1件、経団連さんにお聞きしたいのですが、経団連さんの提言書の最初のところで、サービス提供を主眼とするPFI（施設の建設を伴わないもの）を明確にしろということがございますが、基本的には施設を伴うものも、サービス提供が中心とPFIは考えていると思うんですね。だから、これは表現が、まずひとつ気になったということがございます。

施設はあくまでも公共サービスを提供するための手段として整備するという位置づけで、公共サービスをあくまでも提供するというのがPFIの認識だと思いますので、この表現は誤解を生む可能性があるかと、少し気になるのですが、それよりも、これが最初に出てきているわけなのですが、逆に、例えばインフラ案件に対して、経団連さんがコメントされなくて、運営だけの話を提言されているというのは、何か意味があるのでしょうか。あるいは、インフラに対してのご検討はどれぐらいなされているのか、少しお聞きしたいと思いました。

B 専門委員 実は、いわゆるインフラはPFI事業の対象となる施設ということで、法の中にきちっと入っているということもございまして、我々の中では、少なくともこの法の枠組みの中でインフラができないというか、むしろそれがもともとはあったわけで、なぜかできないというのは、これはまた別の理由だとは思いますが、そういう意味で、インフラのために改正ということでの議論がなかったということだと思います。

JAPIC 失礼します。ちょっと戻って恐縮ですが、先ほどのD先生のご質問にもあったところなのですが、優先順位みたいな話だと思うのですが、私ども民間実務者等では

る。いろいろこれについて議論しておりまして、1つは、契約書や条件規定書の早期提示という大きな問題があって、これは金融機関側からも要請があったところでございますが、このあたりが、早期提示しないと、まず、PFI事業に参画していいのだからどうか分からないというところがありまして、ここは文脈では一番最初に来る。あるいは、バリュー・フォー・マネーの金額表示算出根拠を明確にすることによって、リスク分析ですとか金融面の交渉と言いますが、そういうところにもつながっていくのではないかと、こういうところがございまして。

あと、今、箱もののお話があったわけですが、現実には、箱ものと言われるタイプのPFIが非常に多くなっている中で、インフラ、もっと大きな案件は出ないかという問題意識は私どもは持っているわけですが、やはりそこについては、さまざまな日本の法制度の兼ね合いもあると思います。できるだけ広く、PFIを検討していくという気持ちを持つという意味で、私どもはユニバーサルテスト的なものを、何らかの形で、例えば地方自治体等では、10億円とか20億円という線を引いて検討をするという指針等を定めているところも増えておりまして、そのような仕組みを一般化させることはどうかということで、少し入れてみたわけでございます。

F委員 2点お尋ねしたいと思いますが、第1点は今のお話に出ていたことに関連してありますが、サービス主体のものを対象にするようにということですが、最後のJAPICさんのご説明で、多分に精神論的な要素もあるように受け止めたのですが、現行法の仕組みに落として考えた場合に、国の場合に、債務負担行為の特例があるとか、あるいは行政財産の貸付が可能になるとか、そういう意味が出てくると思うのですが、地方公共団体に即して言うと、債務負担行為については一般法レベルでの制約がないし、行政財産の貸付に相当する部分は指定管理者の制度があって、ある意味でくり抜かれている。

そうすると、現行法に即して言うと、むしろ国の場合にメリット出てくるという理解でよろしいのかどうかということが、第1点です。

第2点は、もう少し大きな問題ですが、これは日本経団連さんとJAPICさんにお尋ねしたいのですが、法改正を実現しようとする場合に、先ほど来議論しているように、一般法で改正する方法と、PFI法の拡充という形で対処する方法とがあると思うんですね。

ところが、それは流動的ではあるのですが、そのどちらを目指すべきだというふうに、基本的にはどちらを目指すべきだと。戦略的にどうかということは別として、基本的にはどちらを目指すべきだとお考えか、その点を教えていただければと思います。

例えば2段階入札などについて、もし法制度的にきちんと対応するとすれば、PFI法に入れるという方法と、会計法や地方自治法の中に入れるという方法が当然あり得るわけですが、そのどちらを理念的には目指しておられるのかということをお伺いしたい。

JAPIC 後半の2つ目の件につきましては、PFIはいろいろな入札方式の中で、例えば建設なら建設とか、設計なら設計で上げるとか、運営をどこかに委託するとか、段階でぶち切りでやっているものから、そうではなくてライフサイクル全部やるという意味では、少しこれまでの法体系とは違ってきます。それを一般法の中に入れてしまうと、今まで、もちろんこれからもそういう、建設だけというようなのもうなんぼでもあるわけですから、そういうものにも影響を与えるという意味では、やはりPFIという新しい1つの仕組みを前提にして、一般には違うのだけれどもそれに適応できるみたいな、そういう1つの切り口がほしいと思います。

海外でもそういう例もありますし、あるプロジェクトに限って、特別法で、アクトみたいなものをつくってその事業をやるような、それにはこういう法にはないものを適用しますよ、みたいなことをやるものもありますから、とりあえずはそれがもっと一般化するまでは、少なくとも現段階では、何らかの形で、PFIに限ってというものがあればと思っています。

日本経団連 少し難しい質問かなと思ったのですが、基本的には、今お話があったように、PFIというのは新しい方法でございますので、既存の法律を変えて対応できるかという、必ずしもそうではないのだろうと思うんですね。そうしますと、やはり新しい体系を考えた方がいい。

ただ、ものによっては、既存のものを改定できるというものもあるのかもしれませんが、それは、そのときのものによって対応をうまくできればいいのだろうと思いますが、やはり新しいものを入れるのだというものであるとすれば、できればPFI法でやるのかなという気がいたします。

JAPIC 1点目につきまして、私も詳細な制度その他を調べた上で申し上げられない状況で恐縮でございます。

先ほどのユニバーサルテストングみたいなやり方で、国の方にメリットがあるのではないかという話でございますが、地方につきましても、いろいろな法制度上の措置が少ないという事情もあるわけですが、課税ですとか補助金のいろいろな問題がありまして、恐らくこういった問題が、地方における検討の中には出てくることもあるという気がしてお

ります。

国の方も、そのようなことをもし考えられるのであれば、合築型のあの霞が関の大きいのを最初にやりましたので、1つそういったようなものを出しながら、PFI方式を広げていくという意味で、1つ国がやったから地方もやっていると、こういう動きも出てくるのではないかと考えます。

山内部会長 どうもありがとうございました。

それでは、予定の時間となりましたので、この辺でヒアリングを終了させていただきます。

経団連、JAPIC、川村専門委員、卯辰専門委員につきましては、説明をいただきましてどうもありがとうございました。

それでは、最後に事務局から、今後のスケジュールについてご説明があると思います。よろしく願いいたします。

事務局 まず、1つ目にご報告をさせていただきます。

第2回総合部会におきまして要請がございましたが、これを受けまして、2月10日にPFI関係省庁連絡会議幹事会を開催いたしまして、各省に2つの調査を依頼してございます。

1つは、PFIの対象となる公共施設で、PFI事業者が行い得る事業の範囲を明らかにするというのが1点でございます。

また、2点目は、補助金のイコールフットィングに向けて、各省の措置がどこまで進められているかというフォローアップをさせていただくというのが、もう1点でございます。

これは、まとめて3月にご報告をさせていただくと同時に、一部の省庁については、ヒアリングの内容にもさせていただきたいと思います。

このほか、地方公共団体のアンケート調査、また、ホームページでの意見募集を行っております。これについても、2月中にまとめて、3月にご報告をさせていただきたいと思っております。

また、次回、第4回の総合部会についてでございますが、先日の第2回総合部会でもお話がございましたとおり、委員、専門委員の皆様における意見発表や意見交換の場とさせていただきたいと思っております。

具体的な日程調整等につきましては、後日事務局よりご連絡申し上げます。よろしく願いいたします。



山内部会長 よろしゅうございますか。

ありがとうございました。それでは、本日は以上で閉会させていただきます。